

○桜井宇陀広域連合障害支援区分認定審査会運営委員会規則

平成18年6月13日

規則第2号

改正 平成25年3月6日規則第2号

平成26年2月19日規則第1号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定による市町村審査会として設置する桜井宇陀広域連合障害支援区分認定審査会について、その設置、運営に関する事務を適性かつ円滑に推進するため、桜井宇陀広域連合障害支援区分認定審査会運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、構成市村の障害福祉担当課長及び桜井宇陀広域連合事務局（以下「事務局」という。）介護保険課長をもって組織する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の定数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務局で処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月6日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。